

少年

第473号(1) 令和7年8月(葉月)発行



山 梨 県 警 察 本 部
生活安全部 人身安全・少年課
甲府市丸の内1-6-1
055-221-0110 内線 3082
少 年 対 策 官 島 口 浩 二

～選ぶ～

「夏ふかみ 玉江にしげる葦の葉の そよぐや船の 通ふなるらん」
(藤原忠通)



人は日々、数えきれないほどの選択をしながら生きている。朝何時に起きるか、誰と話すか、どんな情報を信じるか。そうした一つひとつの小さな選択の積み重ねが、自分という存在や生き方を形づくっていく。つまり、「選ぶ」という行為によって、人生は変化し、築かれていくのである。

「選ぶ」という行為の本質は、他人ではなく、自分自身で考え判断することにある。どれだけ情報があふれていても、周囲がさまざまな意見を述べていても、それらに流されることなく、「自分は何を信じるのか」「何を大切にするのか」といった問いに向き合い、自らの価値観に基づいて選ぶことが求められる。「選ぶ」とは、自分の中にある「軸」をもとに判断する力が問われる行為なのである。

では、その「価値観」はどこから生まれるのだろうか。価値観とは、「何が正しく、何に努力する意味があり、どう生きるべきなのか」といった基準のことである。これは生まれつき備わっているものではなく、大人や社会との関わりの中で、時間をかけて少しずつ育まれていくものである。つまり「選ぶ」とは、単なる好みや直感によるものではなく、自分なりの「正しさ」や「大切さ」に基づいた行為であり、その価値観こそが、自分らしく生きるための土台となるのである。

「選ぶ」という行為は、自由であると同時に責任を伴うものである。どれほど真剣に考えて選んだとしても、すべてが思い通りにいくとは限らない。進学や就職で期待していた結果が得られなかったり、人間関係が思わぬ形で終わったりすることもあるだろう。それでも、自らの意思で選んだ経験には大きな意味がある。たとえうまくいかないことがあったとしても、それで人生が終わるわけではない。自分で選んだからこそ得られる学びや気づきがあり、その経験を次の選択へと活かしていくことができれば、それは確かな成長へとつながっていく。他人の意見を参考にしつつも、自らの価値観に基づいて判断する。その積み重ねが、自分自身の人生を築いていくのである。

子どもたちが、自分で考え、学び、判断し、選ぶ力を身につけていくためには、周囲の大人や社会の関わりが不可欠である。子どもたちの選択や挑戦を認め、たとえ結果がうまくいかなかったとしても、その努力を支え、共に考える姿勢が求められる。そうした関わりの中でこそ、子どもたちに「自分で選ぶことには意味がある」という意識が育まれ、前向きに生きる力が引き出されていくのである。

変化が激しいといわれるこれからの社会においては、自分の頭で考え、自分の価値観に従って選び、たとえ望んだ結果が得られなくても、それを糧にして前に進む力が求められる。そのような、強くしなやかに生きる力を身につけることが大切なのである。そのためには、子どもたちが「選ぶ力」を育み、自らの人生に責任を持って歩んでいけるよう、言葉と行動で支えていく大人や社会の存在が欠かせないのである。

夏雲

夏の強い日差しの中、暑さを逃れて日陰でひと息つく。ふと見上げた真っ青な空には、照りつける太陽とともに、いかにも夏らしい積乱雲が立体的に浮かんでいた。夏雲は、ゆっくりとそのかたちを変えながら、静かに空に漂っている。

かつて人々は、こんなふうに空を仰ぎ見ては、雲の動きやかたちから、天気や季節の移ろいを感じ取っていたのだろう。今では、外にいてもスマートフォンの画面に目を落とし、空を見上げることすら少なくなってしまった気がする。

町の風景も、暮らしのあり方も、時とともに変わっていく。しかし、空や雲は今も昔も変わらず、自然のままに私たちの頭上に広がっている。一つとして同じ空はなく、その瞬間ごとに異なる表情を見せてくれる。

変わらぬ夏の空に、心惹かれ、足を止めて夏雲を眺めた、忘れがたいひととき。やがてこの空も、静かに秋の色へと移ろいゆくのだろう。

県下非行少年等・補導状況 上半期のまとめ

令和7年1月～6月までの県下非行少年等検挙・補導状況について、「非行少年」は74人であり昨年同期に比べ20人増加しています。そのうち「刑法犯少年」は57人で、昨年同期に比べ19人増加。「特別法犯少年」は4人で、昨年同期に比べ1人減少となっています。また、「不良行為少年」は624人となっています。

- 刑法犯少年・・・凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の主に刑法で規定されている罪を犯した少年
- 特別法犯少年・・・軽犯罪法違反、覚醒剤取締法違反、など刑法犯以外の罪を犯した少年
- 不良行為少年・・・飲酒、喫煙、粗暴行為、暴走行為、家出、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

「刑法犯少年」 57人の学職別

小学生	3人 (5.3%)
高校生	17人 (29.8%)
無職少年	5人 (8.8%)

※中学生・高校生が半数近くを占める。

中学生	9人 (15.8%)
有職少年	19人 (33.3%)
その他	4人 (7.0%)

「不良行為少年」 624人の学職別

小学生以下	11人 (1.8%)
高校生	218人 (34.9%)
その他学生	15人 (2.4%)
無職少年	74人 (11.9%)

※中学生・高校生が約半数を占める。

中学生	86人 (13.8%)
大学生	28人 (4.5%)
有職少年	192人 (30.8%)

※主な不良行為

喫煙 300人、深夜はいかい 175人 であり「不良行為少年」の76.1%を占める。

声掛け等事案について 上半期のまとめ

県内における子供と女性に対する声掛け等事案は、令和7年上半期(1月～6月)の発生件数が154件でした。昨年同期に比べ全体では1件減少となっていますが、【声掛け】【つきまとい】が増加しています。「小学生を対象とする事案の増加」、「【14:00～15:59】【16:00～17:59】の下校時間帯に発生が集中している」といった状況が見られます。今後もさらなる啓発とともに、地域総がかりによる「見守り」が必要です。

「声掛け等事案」とは

- 声掛け行為 : 卑わいな言葉、誘惑する言葉、乱暴な言葉などを掛ける行為
- つきまとい行為 : つきまとい、立ちふさがり、待ち伏せするなどの行為
- わいせつ的行為 : 抱きつき、触れるほか、のぞき見、盗撮、身体を露出するなどの行為
- 暴行的行為 : 手、足、衣服等をつかむ、叩く、引っ張る、物を投げつけるなどの行為
- 不審者等 : 上記4つの行為に該当しない行為で、容姿を写真撮影する、見つめるなどの不審な行為

防 犯 対 策

- なるべく夜間(夕方以降)の一人歩きはやめる。やむを得ない場合には、遠回りでも幹線道路など、明るくて広い道を通行する。
- 昼間でも人通りのある道、見通しのよい道を通行する。
- 人や車の多い通りから裏通りへ入る時は、後ろからついてくる人や車がないか確認する。
- 人や車とすれ違う時には、相手が手を出しても、触れられない間隔を確保する。
- スマホを使用しながら、またはヘッドホンで音楽を聴きながらの歩行は、周囲への注意力が散漫になるので避ける。
- 帰宅時間が遅くなる場合は、家族に迎えにきてもらうようにする。

不審に思ったら、迷わず110番を!